

●香川県監査委員公表第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年12月15日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 第1 監査対象法人 公益財団法人吉野川水源地域対策基金
- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の出資金の額 202,050,000円
- 4 監査の結果
- 出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。
- (1) 指導注意事項
- 書留を記録する特別文書収受簿をはじめ、文書取扱規程で定められた文書収受簿等が作成されていなかった。
- (2) 検討指示事項
- 理事長に支給する旅費の額の根拠を明確にするよう検討する必要がある。
- 第2 監査対象法人 かがわ県民情報サービス株式会社
- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年10月29日
- 3 県の委託金の額 239,757,000円
- 4 監査の結果
- 情報通信交流館の管理業務に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
- 第3 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金
- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の出資金の額 490,000,000円
- 4 監査の結果
- 出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。
- 指導注意事項
- 平成26年度の貸借対照表等及び役員の報酬等について、公告又は公表がされていなかった。
- 第4 監査対象法人 穴吹エンタープライズ株式会社
- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の委託金の額 215,866,285円
- 4 監査の結果
- 香川県県民ホールの管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認めら

れた。

指導注意事項

楽器の保守点検業務について、契約書に保守の回数、消費税の取扱い並びに契約期間及び契約年月日の記載がなかった。

第5 監査対象法人 学校法人香川県明善学園

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年11月6日
- 3 県の補助金の額 606,661,480円
- 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

- ア 教員が印刷代金の立替払いをし、事後に支出の手続をとっているものがあつた。また、1件又は1組10万円以上の物件購入のときは、伺書に2社以上の見積書を添付して理事長の承認を求めなければならないと定められているにもかかわらず、見積書を徴していなかった。
- イ 会計規程では現金の残高は毎日現金出納帳の残高と照合しなければならないとされているが、授業料等に係る現金出納帳が作成されておらず、残高照合ができていなかった。
- ウ PTAからの寄附金について、遡って帳簿に記載され、現金の入出金日と帳簿に記載された日が合致していなかった。
- エ PTAの代表権限を有しない者からPTAの寄附の申込みを受けていた。また、同一の者が寄附者と受領者双方の代理をしていた。

(2) 検討指示事項

- ア 手当として職員に支給されているものについては、支給の根拠を明確に定める必要がある。
- イ 減価償却の方法としてグループ償却を選択した固定資産については、除却処理後の資産管理台帳を整備する必要がある。

第6 監査対象法人 学校法人高松中央高等学校

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年10月29日
- 3 県の補助金の額 421,352,193円
- 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

- ア 経理規程で現金の残高は毎日帳簿の残高と照合しなければならないとされているが、授業料等の現金出納に係る帳簿が作成されておらず、毎月の試算表が正確に作成されていなかった。
- イ 経理規程で固定資産については毎会計年度照合検査を行うものとされているが、検査が行われていなかった。

(2) 検討指示事項

自動車使用の出張に係る出張旅費の対象経費について、旅費規程と運用の整合を図る必要がある。

第7 監査対象法人 西日本ビル管理株式会社

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年11月4日
- 3 県の委託金の額 59,483,000円
- 4 監査の結果

香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

指定管理者として管理をしている香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場に係る経費については、他の経費と明確に区分して経理する必要がある。

(2) 検討指示事項

現金の取扱者とそれを確認する者が同一人であり、けん制機能が働いていないため、事務処理方法の見直しを検討する必要がある。また、現金の出納について、現金出納簿の記載を誤っているものがあつた。

第8 監査対象法人 公益財団法人香川県国際交流協会

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年10月29日
- 3 県の出資金等の額 出資金 800,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 32,782,628円
- 4 監査の結果

出資金及び香川国際交流会館の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

施設維持管理業務の委託については、消費税率改定に伴い適正に変更契約を締結する必要がある。また、消費税率引上げ分が契約金額に転嫁されていないものがあつた。

(2) 検討指示事項

施設内に設置している自動販売機の収入については、公益目的事業として経理しているが、収益事業等として区分経理することを検討する必要がある。

第9 監査対象法人 公益財団法人かがわ水と緑の財団

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年11月5日
- 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 105,126,285円
- 4 監査の結果

出資金並びに香川県公渕森林公園及び香川用水記念公園の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

ア 収益と費用を相殺して計上しているものがあつたが、それぞれ適正に仕訳をして経理を行う必要がある。(緑の募金事業)

イ 臨時職員の賃金について、勤務日数を誤って算定し支給しているものがあつた。(香川用水記念公園)

(2) 検討指示事項

ア 複数ある代表者印について、県との契約書に使用する印鑑は登録された印鑑を使用することなど、それぞれの印鑑の使用方法を明らかにする必要がある。

イ 修繕費について、徴収した最低価格の見積書と予定価格調書の金額・日付が同じものがあった。予定価格の積算については、適正に算定する必要がある。(香川用水記念公園)

ウ イベント業務を委託するときは、あらかじめ契約書に天災その他不可抗力による契約内容の変更の条項を設けるなど、不測の事態に備え契約内容の検討をする必要がある。(香川用水記念公園)

第10 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構

1 監査対象年度 平成26年度

2 監査実施年月日 平成27年11月6日

3 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円
補助金 16,350,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 126,193,814円

4 監査の結果

出資金及び補助金並びに香川県社会福祉総合センターの管理業務に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項が認められた。

検討指示事項

ア 資金前渡金の取扱いについて、財務規程と運用に相違があるので整合させる必要がある。

イ 建物管理業務の委託について、経費節減に向けた仕様書の見直しを行い、価格、品質等の競争により委託先を選定する必要がある。

第11 監査対象法人 公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団

1 監査対象年度 平成26年度

2 監査実施年月日 平成27年10月28日

3 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 342,286,000円

4 監査の結果

出資金及びさぬきこどもの国の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

ア 自動販売機設置者の選定については、仕様書等で具体的に競争条件を明確にしておく必要がある。

イ 予定価格調書の作成が見積書の提出日より後になっているものが、散見された。

第12 監査対象法人 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会

1 監査対象年度 平成26年度

2 監査実施年月日 平成27年12月8日

3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円
補助金 8,184,000円

4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示

事項は認められなかった。

第13 監査対象法人 公益財団法人香川いのちのリレー財団

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の出資金等の額 出資金 59,430,000円
補助金 3,102,000円

4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

平成26年度の貸借対照表等及び役員報酬等について、公告又は公表がされていなかった。

(2) 検討指示事項

財務規程では出納責任者を置くものとしているが、出納責任者を置いていなかった。出納責任者の設置、残高証明書の徴求について検討する必要がある。

第14 監査対象法人 公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の出資金の額 10,000,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第15 監査対象法人 公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年11月5日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円
補助金 13,322,000円

4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

収支予算の補正について、前回指導したにもかかわらず、会計処理規程に定める県知事への届出をしていなかった。

第16 監査対象法人 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年10月29日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,500,000,000円
補助金 7,206,000円

4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項が認められた。

検討指示事項

ア 通帳と印鑑の管理については、それぞれ別の者に分担させることを検討する必要がある。

イ 監事に対し会計監査役員報酬を支払っているが、所得税の控除を含め支出の内容を記載した書類が添付されていなかった。また、支出命令後に本人の請求書が作成されていた。支出命令書の見直しを含め、支出方法を検討する必要がある。

第17 監査対象法人 公益社団法人香川県観光協会

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年11月5日
- 3 県の補助金等の額 補助金 443,474,490円
交付金 659,000円

4 監査の結果

補助金及び交付金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

ア 財務規程その他の規程で備えるものとされている備品台帳、現金出納簿及び郵便切手受払簿が作成されていなかった。

イ 法人の会費を定められた期限までに納付しない会員に対しては、早期に督促し、定款に従い、適切に対応する必要がある。

(2) 検討指示事項

法人の事業報告については、主な事業の当該事業に要した経費やその事業効果も記載することを検討する必要がある。

第18 監査対象法人 瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の出資金等の額 出資金 32,000,000円
貸付金 109,679,500円

4 監査の結果

出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第19 監査対象法人 香川県漁業信用基金協会

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年11月4日
- 3 県の出資金の額 351,350,000円

4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第20 監査対象法人 一般社団法人香川県水産振興協会

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の補助金の額 51,347,000円

4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認め

られなかった。

第21 監査対象法人 公益財団法人香川県下水道公社

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の出資金の額 318,500,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

(1) 指導注意事項

貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る基本財産の投資有価証券の償却の計算を誤っていた。

(2) 検討指示事項

ア 正味財産増減計算書の経常費用について、市町下水道事業促進事業費が年度間事業変動準備金の取崩しにより過小に表示されている。年度間事業変動準備金の引当金としての取扱いについて、検討する必要がある。

イ 現金出納簿に係る運用方法を見直すとともに、必要に応じて財務規程を見直す必要がある。

第22 監査対象法人 香川県建築設計協同組合

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年11月4日
- 3 県の委託金の額 505,028,571円
- 4 監査の結果

香川県営住宅の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

協定書の仕様書に定められた備品の台帳の作成をしていなかった。

第23 監査対象法人 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター

- 1 監査対象年度 平成26年度
- 2 監査実施年月日 平成27年12月8日
- 3 県の出資金の額 503,360,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。